

伊丹市ボートレース事業局障がい者活躍推進計画

機関名	伊丹市ボートレース事業局
任命権者	伊丹市モーターボート競走事業管理者
計画期間	令和7年4月1日～令和11年3月31日（5年間）
伊丹市ボートレース事業局における障がい者雇用に関する課題	伊丹市ボートレース事業局は、職員総数が10人程度の小規模な機関であり、これまで障がい者に限定した募集・採用は行っておらず、また現在障がい者である職員は在籍していない。 以上のようなことから ① 人事異動により障がい者である職員が在籍することを想定した職場環境整備 ② 職員の障がい者雇用に関する理解と知識取得が課題として挙げられる。
目標	
① 採用に関する目標	○障がい者雇用に関する理解を促進する。
② 定着に関する目標	なし
取組内容	
1. 障がい者の活躍を推進する体制整備	
(1) 組織面	○障害者雇用推進者として総務課長を選任する。 ○障がい者が在籍した場合を想定し、障がい者の相談先として総務課を指定し、あらかじめ全職員に周知を図る。
(2) 人材面	○障害のある職員が在籍した場合の相談先である総務課職員について、労働局等が実施する講習会等に参加し、障がい者雇用についての知識を身に付け、理解を深めるよう努める。 ○障がい者雇用に関する所属職員の理解促進・啓発のため、職場で実施する研修の機会等を活用し、障がい者雇用に関する基礎知識や必要な配慮等を学ぶため研修を実施する。
2. 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	
	○障害のある職員の特性・能力等を把握し、本人の希望も踏まえつつ業務の割り振りを行う。 ○職務遂行状況や習熟状況等に応じ、配置後も継続的に職務の選定・創出に取り組む。
3. 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	
(1) 職務環境	○定期的な面談等により、要望を把握し、必要となる合理的配慮等について検討し、職務環境に反映できるような体制の整備に努める。
(2) 募集・採用	○募集、採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。 （対応可能もしくは困難な合理的配慮について、あらかじめ整理すること。） ・ 特定の障がい者を排除し、又は特定の障がい者に限定する。

	・ 自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・ 介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・ 特定の就労支援機関からのみの受け入れを実施する。
(3) 働き方	○テレワーク勤務や時差勤務の利用を促進する。 ○時間単位の年次休暇や病気休暇などの各種休暇の利用を促進する。
4. その他	
	○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、さらなる障がい者の活躍の場の拡大を推進する。 ○これまでの実績に限られることなく、その内容や調達先施設等を拡げるよう努める。